

平成 28 年度社会教育主事講習[B]

講義レジュメ

講師 山本和人

内容・テーマ

教育の原理と社会教育の意義・特質

期日 平成 29 年 1 月 20 日

11 : 15 ~ 12 : 45 1 時間 20 分の講義、10 分の質疑応答

はじめに—講義の骨子—

- 1 人と動物との違い—教育をめぐって—
- 2 教育とは何か
- 3 教育を支える論理と原理
- 4 教育のあり方
- 5 教育の「方法」としての社会化の変化
- 6 社会の中での教育システム
- 7 教育の場（空間）から見た教育：社会教育の位置づけ
- 8 社会教育とは何か
- 9 社会教育の特質
- 10 社会教育の意義
- 11 これからの日本社会と社会教育

1 人と動物との違い—「教育」をめぐって—：人間の特徴

- (1) 一度に一人しか生まれない : cf. イヌ、ネコの場合
- (2) 「未熟児」として誕生する : cf. 草食動物（ウマ、シカ、ゾウ等）の場合
- (3) 身体と心を育てる（身体的成長と文化の内面化） : cf. 霊長類にも見られるが…
- (4) （「素質」として）可塑（かそ）性をもつ : 「オオカミに育てられた少女」
- (5) 発達段階と発達課題の重要性 : 危機の時期と安定期を繰り返す、階段状の成長
- (6) 人間と社会をつくる : 一人を育てる = 社会人として育てる : 社会形成を意識
- (7) 「変化する社会・環境」へ対応する : 「新たな道具を創り出す」など、変化と適応

2 「教育」の特質

(1) 「教え・育てること」とその方向性：「卒（啐）啄（そったく）の機」

Pedagogy（教育学）：「子どもを導く」

Education（教育）の語源：「引き出す」

(2) 生涯にわたる発達と教育

「環境（経験・学習）」と「素質・生得的なもの（遺伝）」の相互作用

教育準備性（readiness：レディネス）の重要性

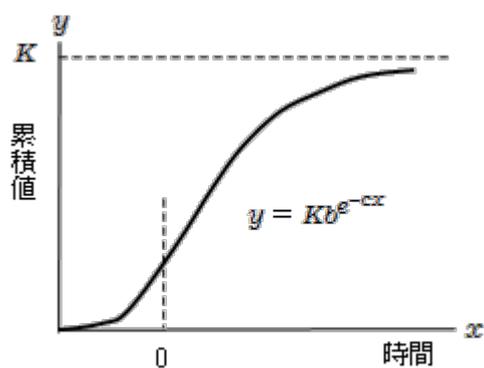
：「レディネス」の定義（心理学用語）：

学習の成立にとって必要な、個体の発達の素地、心身の準備性のこと。成熟的要因と学習的要因の両者が関与しているとされる。もともと、学習、つまり S-R の連合を効果的に成立させるための必要条件として、神経生理学的な成熟が準備されている状態を指す概念。何かを習得・学習する際、それに必要な条件や環境が学習者側に整っている状態を指し、特に子どもの教育に関して用いられる。

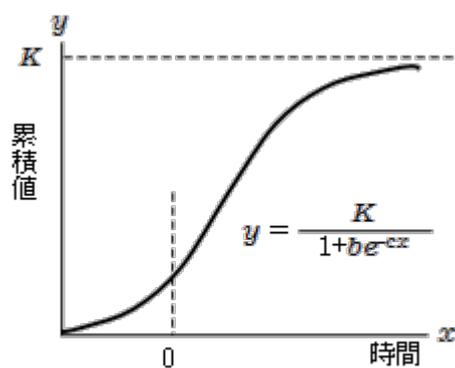
発達は「成熟」（安定）と「学習」（危機）の2つの過程から成立

→学習（経験）はレディネスを形成する重要な要因

*成長曲線と階段：植物の成長との違い



ゴムペルト曲線



ロジスティック曲線

(3) 「教育的働きかけ」の力は、その他の「影響」の力に比べると「弱い」

(4) 個性化と社会化を同時に達成

個性化：個人がそれぞれ特異な特性・能力・行動様式を発揮していく過程のこと。

（ユング：個人に内在する可能性を実現し、人格を完成していくこと）

社会化：社会化とは、個人がある社会の中に所属し、適応的に行動できるように、

価値や規範を内面化（知識・価値・言語・社会的技能・知能等を獲得）していく過程のこと。

3 教育を支える論理と原理

- (1) 教育者と被教育者の関係性で成立 : cf. 「自己教育」という言葉の矛盾
- (2) 価値志向的、目的的行為 : 「善いもの」を目指す、「価値あるもの」に向かわせる
- (3) 個人の成長に対する支援と、社会の維持・発展への貢献 : 2つの側面
- (4) 「知識・技術・態度」、「知育・徳育・体育」などの分野と分類
- (5) 個人的要求と社会的要請への対応 : (3) と関連、「自分らしく、社会で活躍する」
- (6) 「次の世代」を「今の世代」よりも「よりよく」する : (2) と関連
 - 社会の「維持・形成」と社会の「改善・改革」
 - 「教師と生徒の関係」: ×「教師が生徒を従える」⇔「自分以上の人間に育てる」

4 教育のあり方：二つの教育的働きかけ

- (1) **無意図的教育**：社会生活そのものが自然に行う教育、環境が与える自然的影響
 - 言葉や様々な知識を身につける。親の行動・思考様式を身につける等
 - 結果として大きな影響を受けている。人格形成に強い影響力を持つ
 - 必ずしも好ましい影響とは限らない
 - 社会・文化環境からの無意図的な教育作用から逃れることはできない◎結果としての影響力
- (2) **意図的教育**：明確な教育意図をもって行われる教育
 - 学校教育のように教育者と被教育者が明確
 - 好ましくない影響を排除
 - 社会の発展による人間形成の在り方として働きかけ
 - 個人の発達を望ましい方向に促進させる
 - 家庭教育、社会教育も含まれる◎教育力

5 「教育の方法」としての「社会化」の変化

(1) 「連続的社会化」の時代から

日常的な生活での人間関係を通して、絶えず働きかけられる
必ずしも年齢ではなく、「一人前」の判断が求められた

- ・「通過儀礼」として：男子の場合、米俵1俵（60キログラムから80キログラム）を持ち上げることができたら一人前とか、地域の祭礼で行なわれる力試しや度胸試しを克服して一人前、1日1反の田植えができれば一人前。

(2) 「断続的社会化」の時代へ

「社会化のための集団」を次々と通過することによって、一人前になる
「子ども期」「青年期」が存在することに

6 社会の中での、3つの教育システム

(1) フォーマル・エデュケーション

→ 「学校教育」のように高度に制度化され、構造化され、階層的に構成された教育

- 幼稚園、義務教育から高等教育まで、学校教育法に基づく教育

(2) ノンフォーマル・エデュケーション

→ 「学校教育」の枠外で、特定の集団に対して一定の様式の学習を用意し、組織化され、体系化された教育

- 制度化された社会教育や「人々の生涯学習活動」、企業の中での職業教育や研修など

(3) インフォーマル・エデュケーション

→ 日常的経験や環境とのふれあいから知識、技術、態度、識見を獲得・蓄積する、未組織的、非体系的で、習俗的、無意図的な教育

- グループ・サークルなどの集団活動や日常の生活経験の中での学習や教育

7 教育の場（空間）から見た教育：社会教育の位置づけ

(1) 家庭：家庭教育 ： 家族；人間関係を重視、家庭；家族の生活が営まれる場

(2) 学校：学校教育 ： 法に基づく教育空間

(3) 地域・社会：社会教育　：社会教育法上は「社会」は「地域社会」に限定されない

8 社会教育とは何か

(1) 具体的場面

- ・乳幼児から高齢者まで、あらゆる年代で
 - ・個人や集団という様々な形態で
 - ・学習の場や教育機会として組織されたものから未整備のものまで
 - ・生活の向上、自己の充実、職業知識・技術の習得等を目的に
 - ・年中行事、地域文化の維持・継承などの活動の一環として
 - ・マスコミ（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等）を利用
 - ・さまざまな社会教育施設（3大社会教育施設＝公民館・図書館・博物館）を利用
- 他

(2) 学校教育との比較（社会教育の全体的傾向）

- ・参加資格が限定されない、強制力がない
 - ・カリキュラムがあるわけではなく、参加者の課題中心、問題解決中心
 - ・教える人が学ぶ人になることもあり、参加者が対等の立場で集合している
 - ・いろいろな場所で行われる（教育・学習空間が限定されない）
 - ・いろいろな方法・形態で行われる（方法・形態の多様性）
- 他

(3) 社会教育法における社会教育：行政が支援する社会教育

（社会教育の定義）

第二条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

- ・具体的には、第五条の市町村教育委員会の事務、第六条の都道府県教育委員会の事務
- ⇒ 支援

*末尾の【資料】参照

9 社会教育の特質（これまでの整理）

- (1) 対象の多様性：子どもから高齢者までの生涯各期の人々

- (2) 教育・学習の内容、テーマの多様性
 - ・日常生活・職業生活の必要から
 - ・地域や身の回りの問題解決のため
 - ・生きがい・健康・体力の維持・向上のため
 - ・市民性の獲得のため
 - ・余暇時間の活用のため、など

- (3) 教育・学習方法の多様性
 - ・公民館講座等への参加
 - ・グループ・サークル活動
 - ・学校教育の利用
 - ・マスコミ利用の個人学習等、など

- (4) 自主的な参加と行動

- (5) 誰でも「指導者・教育者」になる可能性

10 社会教育の意義

- (1) 「学校教育」を補完・拡充・拡大

- (2) 「家庭教育」の支援

- (3) 個人の成長・発達を支援

- (4) (結果としての) コミュニティ形成・社会形成（社会の統合）
 - ・人間関係の構築
 - ・信頼関係の構築

- (5) (結果としての) 地域・社会の維持・変革・発展

11 これからの日本社会と社会教育

(1) 第二次大戦後の社会教育

→ 戦後の復興と新しい国づくり・国民形成

(2) 生涯学習の時代の社会教育

→ 生涯学習支援の変化への対応と環境づくり、
学習および学習方法の多様化への対応、
集合学習（集会学習、集団学習）から個人学習へ

(3) 少子高齢社会の社会教育

→ 学校・家庭・地域社会の連携協力、
人口減少社会における、「元気な高齢者」の育成と意識改革

おわりに

社会教育主事は、自らが「指導者」・「学習支援者」として、地域に生きる個人の成長に関わると同時に、地域社会を中心とする社会教育をマネージし、様々な教育・学習機関と連携関係をつくり上げ、時代に応じた社会形成を果たすべき大きな役割を持っている。

以上

【資料】社会教育法：電子政府の総合窓口 e-Gov の法令検索から

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 170105

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

最終改正：平成二八年五月二〇日法律第四七号

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8e%d0%89%ef%8b%b3%88%e7%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S24HO207&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識

又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

以上